

神戸家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成18年9月11日（月）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）伊東武是，上田日出子，大下知則，神舎博一，
岸野建陽，北野聖造，佐々木夏織，田中通裕，
永井ユタカ（委員長），中野景介，橋本千穂，
播磨俊子，藤井 修，伏見昭彦，堀口香代子（敬称略）

（オブザーバー）高橋信幸

（説明者）松島 茂，松岡茂喜，吉村庄次

（庶務）池田善信，蒔田豊人，永井英雄，鈴木真子

4 議事（●：委員長，○：委員，◎：オブザーバー，□：説明者，△：庶務）

（1）開会のことば（総務課長）

（2）所長あいさつ

（3）全委員の自己紹介

平成18年6月1日付けで委員15人中5人を新たに委嘱及び任命したので，
全委員について，改めて自己紹介を行った。

（4）委員長代理の指名

委員長代理には，伊東委員が指名された。

（5）「活発な裁判所委員会」調査と題するアンケートへの対応について

神戸家庭裁判所委員会の庶務に送付された「活発な裁判所委員会」調査と題
するアンケートについて神戸家庭裁判所委員会として回答することとなった。

（6）裁判所からの報告

庶務から5月25日に行われた「憲法週間広報行事について」，「庁内アン
ケート『利用者の声』について」及び今回のテーマを決めるに当たって事前にな
された「家庭裁判所委員会のテーマについてのアンケート結果報告」の各報
告が行われた。

(模擬少年審判及び休憩)

(7) 意見交換等 テーマ「最近の少年事件の傾向と家庭裁判所の役割について」

□ 別紙のとおり説明した。

● それでは、ただいまの説明と模擬少年審判を参考にいただき、自由に御発言をいただきたいと思います。

○ 質問が4点あります。

①統計によると重大事件も含めて少年事件が減っているようですが、それは犯罪の検挙率が減少したことに原因があり、犯罪そのものが減っているわけではないということはありませんか。

②年少少年の事件は増加しているのでしょうか。

③少年と少女を比較した場合に、少女の事件は増加しているということはありませんか。

④少年犯罪が減っているのであれば、少年法が改正されたことによる厳罰化が影響しているのでしょうか。

○ 検挙率はそんなに変わっておらず、やはり数として減少しているということだと思います。やはり少子化の問題もあると思います。一番ピークだった終戦直後の混乱期に比べると圧倒的に減っているのは間違いありません。ただ、「凶悪化」と盛んに言われているのは、昔と違って「お金が欲しいから殺した」という単純な事件ではなく、我々として理解できにくい犯罪が多いために、凶悪化が増えているという印象を与えているのではないかと感じています。

年少少年の数は、やはり割合としては少し増えているという感じを持っています。子ども達の成長が肉体的、精神的に早くなっているのかもしれない。

少女が増えているかということ、特にそういう印象はありません。

重罰化の影響が減少に影響していないかということ、平成12年の改正のころも、一部では何も凶悪犯罪は増えていないんだという論調はありました。数字的にもそれは裏付けられていたと思いますので、重罰化したから減ったということでは必ずしもないような気がしています。

○ ここからは意見ですが、神戸のあの事件以来、少年事件に対する厳罰化の

声が非常に強くなっていると思いますが、私は、基本的には改善更生、社会復帰、そういう少年法の理念を尊重すべきだと思います。

少年が「悪いことをして捕まっても、どうせ大した罪にはならないんだ」と考えて犯罪を犯すのであれば、厳罰化は効果があるかもしれないが、そう考えて罪を犯す少年というのはあまりないだろうし、厳罰化をしても犯罪が減るとは到底思えません。

少年の更生とか、再発防止のためには、厳罰化より、少年犯罪の原因がどこにあるかということを探らなければいけないと思います。その原因の追求は専門家の研究に任せるよりほかはないが、素人的に考えてみると、学校とか地域とか日本社会全体の経済とか、そういう問題もありますが、やはり一番大事なのは、家庭の問題だと思います。特に少年犯罪の背景に家庭の崩壊があることが多いと思いますので、「家庭への支援」が重要ではないかと思います。それに関して、家庭裁判所も立場上制約はあると思いますが、何らかの形でタッチができればと思います。

それと、犯罪を犯した子どもに対する支援、特に社会復帰のためには雇用の確保や職業訓練、学業の継続をどのように図るかということも大事だと思います。

模擬審判の感想としては、最後の決定の言い渡しを聞いていて、もうちょっと分かりやすく言えないのかなと思いました。「内省」ですか、そんな固い言葉も出てきたので、子どもにならもう少し分かりやすくいったらどうかと思いました。

- 先ほどの4点のうちの「重罰化するから減るわけではない」というのは、裁判所が言っているわけではなくて、単純にそう言えるかどうかはよく分からない、ということです。御承知のように、今まで、被害者とか遺族に対する配慮が欠けていた、という議論も一方にはあります。少年の健全育成という理念のみにしたがってやっていけばいいということが世間の批判を浴びる一つの原因にもなっています。裁判所側としては厳罰化が是か非かということは、法を適用するものとしてはニュートラルです。そのことは御承知おき願います。

- 私どものところでも、昨年度は年間で4900件位の相談を受けましたが、

そのうちの非行関係は6パーセント位です。非行関係の相談が年々減少しているというのは、同じような傾向がありまして、6年間で約3分の2になっています。特色としては、非行関係が低年齢化しているのは現象としては現れています。ただ、ピークはやはり中学学齢期であり、「触法」、「虞犯」の両方とも13歳位がピークになっています。

私どものところでも、少年の非行の問題と虐待の問題というのが柱になっていて、厚生労働省でも今後この二つを児童相談所の主な役目にしたいという考え方を持っています。全国でも、非行少年の約3割が被虐待経験を持っている子どもたちだという統計も出ています。

子どもへの支援というだけではなく、親に対する支援も非常に重大になってきています。家裁との関係では、法の改正により司法的な場面から御意見がいただけるということになっており、保護者に対する指導方針が司法の方からも指示していただけるということになりました。

神戸で虐待を行った保護者の90パーセント位が実の父母ですが、その父母の約3割位が精神不安定になっていて、既に通院をしているとか、入院歴があるというものです。私どもの方では、親に対してはカウンセリングを受けてもらうという方法でプログラムを提供しています。もはや児童福祉ではなく、「児童家庭福祉」という態勢で臨まないといけないのと、「保護」ということではなくて、「治療」と「療育」という目線で対応していかないと、非行、あるいは虐待に対応できないというのが児童相談所の現状です。

- 非行少年の約8割が審判不開始ないし不処分で終局となっているのは、どこに起因するのですか。先ほど見させていただいた模擬審判は、本当に理想的に、きれいに片づいたという感じがしますが、例えば、非行少年の両親が家庭裁判所に出てこないケースとか、素直に反省しないケースとかいろいろあると思います。不開始、不処分が多い原因がどこにあるのでしょうか。
- 今日の模擬審判のような事件は、家庭裁判所に來る事件の中では、決して軽い事件ではありません。援助交際など、保護しなければならない要素が結構あり、軽くはない事件なので、あの事例であればまず不処分にはしません。

不開始の典型的な例は、自転車を学校の帰りに一回盗んだとか、バイクの無免許運転を初めてやって興味本位で公園の周りを走ったとか、そういう事

件が数としてはたくさんあります。そういう場合、調査官が呼んで話を聞くということはありませんが、それ以上に裁判官のところまで行って審判を開く必要はないだろう、調査官の方から、二回目にやったら大変なことになるよと叱りつけて帰し、審判を開かないというのが審判不開始の事件と考えるもらえばいいと思います。

不処分となると、裁判官も審判を開始してもう少し注意をしなければならぬ、ただ、保護観察にするまでもない、一過性の過ちだろう、この注意でこの子は懲りただろうというような場合には、不処分ということで終わります。ごく軽い事件が結構数としてはあるんです。その中でも、無免許運転でも今まで何回でもやってきたとか、無免許運転の背景にこの子の非行性の芽というのが出ている、問題性が浮き上がっている、その場合、それなりの保護観察という処分をすることもあります。

□ 数字としては、80パーセント近い数字がありますが、基本的には、調査とか審判の過程で調査官なり裁判官から教育をしてもらい、訓戒をもらい、そこで、保護に値しない結果になって不開始とか不処分にするということで、そのまま保護処分にする必要性はないだろうという判断で、そういう決定をするということだと思います。決して何もしないということではありません。裁判官や調査官がいろいろやっております。

● ■■委員がいわれたように、不開始、不処分という言葉自体が野放図にしているんじゃないかという誤解を与えている面があるのではないかと思います。不開始、不処分という呼び方も、統計上そう使っていますが、これでいいのかという議論も一部にはあります。

○ 最近の子どもたちは、我々が子どものときと比べたら、生活体験の場がほとんどないと思います。家に帰れば自分の部屋を与えてもらい、自分一人の中に浸り込む場面が多い。そういう中で、子どもたち自身が何か壁にぶつかった場合に、自分でどうしていいか分からなくなり、いろんな問題行動もできやすくなってきていると思っております。

中学生の場合は、目標を持たせてやることも大事ですが、雇用の受入態勢も厳しくなっており、以前であれば、民間で試験的に受け入れるというようなゆとりもあったのですが、今は即戦力でなければ受け入れてもらえない。

子どもへの支援の在り方ですが、例えば先ほど出ていました自転車、無免許運転という初期犯罪のときに、子どもたちに良くないんだということを教えてやるとともに、家庭への支援も含めて、場合によっては第三者の関係機関が守ってやるということも、必要ではないか、家庭裁判所も含めて子どもをどういう形で支援してやれるか、親への支援をどういう形でできるのかを考えることが必要だと思います。

● この、テーマを何にするかというアンケートの中にも、各機関がそれぞれバラバラにやっているようなことでいいのかという意見が家事事件についてありましたが、少年事件についても同じことが言えるのだろう、関係機関が専門家として積極的な情報交換や連携をすることがこれからますます必要になってくるのではないかという思いを実感しました。

○ 先ほどの模擬審判では保護観察処分になったわけですが、そのあと、あの子は、ずっと自立していけるのかが私は心配です。本人は、当然もう二度とはやらないという強い意志を持っていると思いますが、それを家庭だけに託した、あるいは一人の保護司に託したことによって、将来解決できていくのかどうか、私はちょっと疑問に思っています。人間の生活範囲というのは、家庭には止まらず、友達関係もあります。社会全体でその人たちを見守り、支援する形が必要ですが、それができていないのではないかと考えています。

不処分決定も、その時点では正しかったと思いますが、自分の意思を本当に左右されるような大きな障害、あるいは圧力がかかってきた場合、そういう形での社会システムがどうなっているのかと思います。

私は、事件を起こした少年たちが再度起こす可能性というのは、どの程度あるのかを知りたいと思います。それとともに、その少年たちへの社会的理解、支援というものを、いろんな機関から発信して行かなければだめだろうと思います。当然家庭裁判所からもその発信は可能だろうと思います。全体的な犯罪、あるいは少年の将来を考えるシステムは絶対に構築していかなければならないと思います。私は審判の後のことが特に心配です。

○ 検察庁の意見ということではなく、個人の感想と御理解いただきたい。子どもは捜査の過程で被害者に接触して、被害者が事件に対して抱いている思いを直接聞く機会があります。家庭裁判所ですと、「被害者の申し出によ

り」というところがあり、直接被害者に接触する機会はなかなかないと思います。少年の犯罪により、被害者に与えた精神的、肉体的なダメージが非常に大きい事件が多くありますが、少年は審判を受けて、その結果どういう処分を受けるにしても、被害者と対面させられる機会がないまま経過していくので、反省の弁を述べてみたり、被害者への思いやりを自分なりに考えてみたとしても、ピンときていないというところがあるんじゃないかと思っています。

家庭裁判所の方で、被害者の問い合わせを待つまでもなく、通知書を発送するなどして、周知させるという方法も考えられますが、件数が多いので、ある一定の、被害者のダメージの大きい犯罪をピックアップして通知するという事をお考えになってもいいかと思います。ただ、その選択は非常に難しいのかなと思います。

少年審判で意見陳述というのはほとんど活用の機会がないように思いますが、余り行われていないのでしょうか。

□ 過去5年間の数字は、意見聴取の申出人数は全国で825人あり、そのうち認められたのが791人、神戸家庭裁判所では46人で、認められたのも46人です。

○ 意見陳述は、少年自体に与える影響がとても大きいと思います。審判の場は、少年が被害者の考えを直接聞く機会として、大きな意味を持っているのかなと思います。狭い部屋の中で被害者と少年を直接会わせることがいいのかという問題はあるかとは思いますが、少年に自分がやったことを考えさせるきっかけとしても有効活用していくことが望ましいと思っています。

捜査の過程で少年を取り調べた機会に感じるのですが、男子は年齢よりもずっと幼く、女子は、必要以上に大人びている子が多いと思うことがよくあります。

また、家庭は、どこも何らかの問題を抱えていて、実際に会って話している分には、一人ひとりの子がそんなにすごい悪い子かなと思うことがよくあります。この子が親と問題を抱えている家庭の中に帰っていくことがどうなのかといつも思います。私たちは、家庭との調整、教育的なことというものはなかなかできないものですから、家裁調査官がどれだけ働きかけができる

かという面で家庭裁判所に期待しています。

私どもが取調べをする過程で、被疑少年から聞かれる、被害者に対する感情は非常に薄っぺらいものです。口先だけでいうのは簡単ですので、そういう状態で家裁に送られた少年が、調査の期間で少しでも被害者に対して思いやりの心を持てるようなシステムができればいいなと思っています。

- 犯罪を犯した子どもたちを収容している施設で子どもたちの弁論大会があり、それに参加する機会がありましたが、話す内容も立派で、問題点もきちんと捉えており、発表の態度も立派でした。外にいる子よりもよほどできるんじゃないかと感心をして聞いたのですが、その後教官から話を伺うと、今は指導してきているからこうなっているし、心底本人もそう思っているし、心構えもちゃんとできている、それが一步外へ出てしまうと、かつての友達に誘われてそれで終わりになるというケースがすごく多いということです。

今日の模擬審判の中でも、女の子が犯罪を犯したのですが、〇〇〇〇でしたか、女の子を大阪へ誘いだした若者は狙いを付けているプロですね。ああいうのが虎視眈々と狙っているわけですよ。この若者を野放しにしておいて、女の子を頼りない親の元に帰しても、あの若者のような輩が来たらまたやられてしまう。

どうしようもない家庭というのは昔から一定の比率であったわけで、そういうだめな家の子どもというのは、地域や親戚縁者がカバーするというのが、これまでの日本の社会だったが、今は、親戚縁者のつきあいもなくなったし、地域社会も機能しなくなってきた。だから、日本のケアをする社会の仕組みが、これまでのやり方では機能しなくなるというのは、間違いない。もっと横断的というか、抜本的に制度を作り替えて、親戚縁者とか、地域社会の代わりの役をちゃんとやる、子どもたちを悪の誘いからカバーしてやるという仕事を、我々大人社会がやらないといけないですね。何かあったときに、児童相談所の所長さんが、虐待がありました、済みませんでしたと頭を下げるばかりではどうしようもない。

不開始、不処分になった子どもの再犯率といいますか、もう一度家庭裁判所に来る率がはたしてどれくらいあるのだろうか。相当あるのであれば、裁判官の教育的指導というのが、役に立っていないと思うが、そのへん裁判所と

してどう見ておられるのかということも感じます。

- 少年なり家族が「反省している」と口にしていても、本当に十分反省しているのか、反省が足りないのかを、どのような点を根拠に評価されるのかなと関心を持っています。言葉だけではなくて、例えば鑑別所にいるときに行動面がどうだったとか、そういったところまで見られているのかをお尋ねしたい。それと、被害者と実際に対面することがない状況で、その反省がどの程度被害者のところに響いているのかなという点に非常に関心を持ちました。
- ◎ 紋切り型で答える少年が多いので、私の審判のときに心がけているのは、どれだけ自分の言葉で言えるのかどうかということと、あえて少年の知的能力より少しレベルを上げた難しい質問をして、それに答えられるかどうか、その場で考えさせて答えさせる、という質問をし、それにどう答えられるのか、あとは、鑑別所の行動観察とか今までの生活歴を見て、これから真面目にやりたいという気持ちはあると思うんですが、その約束が本当に守れるかどうか、処分の見極めとして大きいと思います。約束を守れないとか、意志が弱いとか規範意識が弱いとか、そういうものは家庭ではなかなか是正できないので、一定期間施設に入ってもらおうということになります。今までの生活歴とか、鑑別所の行動観察とか、審判で話した内容を見極めて、約束を守る態度が続くかどうかというのを見極めることになります。
- この議論になると、深層心理まで入っていかなくてはならない。もしよければ、■■委員の専門性ということではいかがでしょうか。
- 別の視点から少しだけ言わせていただきます。

一つは、一部に報道される凶悪事件というのは、全体としては特殊なケースだと思います。それをひとくくりにして「現代の子どもたちは」という議論は、よほど慎重にしなければいけません。

了解不可能な事件の中には、いわゆる発達障害といわれるものがあります。大多数の私たちが物事を理解するのとは少し違う形で世界が捉えられてしまうために、その部分が、本人にも周囲にも理解できず、感情や、本人の行動が理解されないという状況があります。とても変な人間がいるということよりも、そういう認識のありようしかできない病気を持った人たちを私たちがどう理解して、一緒に生きていける社会を作っていけるかとまで考えていか

ないと難しいという部分があるので、きちんと問題を振り分けして理解していける余裕を、社会が持たないといけないのではないかと思います。

同じような意味で、今私たちが反省しないといけないことの一つとして、大人が正しいことは正しいこと、悪いことは悪いこと、悪いことしたやつは、とんでもないやつ、排除しろ、という一面化した発想に陥りがちになっているんじゃないかということも思います。

自分の心に余裕が持てたり、自分のことを大事にしようと思う気持ちがまったく持てない子は、うまく反省もできない。自分が人生を生きていく、生きている主体であるという実感が持てないと、他者に対しても、そういう存在として相手を傷つけたことの重さみたいなものをなかなか分からないんですね。ですから、そういう意味では、子どもたちは、自分が生きているということが素敵だなと思えるようになって初めて、同じように生きている他者を傷つけることがとんでもないことなんだと分かってくる部分を、どこかに挟んで考えないといけない。

けしからんもの、悪いものは排除すれば問題が片づくという発想に社会が全体としてなっていくと、逆に問題解決から遠ざかってしまうんじゃないかと思います。特に、少年の場合には、心の中で、自分は誰からも愛されていないとか、価値が持てない存在だと、そんな風に思っていることの跳ね返りとしていろんなことをやっちゃってしまっているということが多いわけで、犯したことは当然悪いことで、それに対する責任をきちんと見つめられなければ、本当の意味での更生もあり得ないということはあるわけですが、もう一方で「お前みたいなやつは、この社会の屑だ」という形で見ない大人がいるんだという出会いをできれば、少年の心は立ち直れる機会をつかめる可能性を持つてると思います。身近な社会からも生きている自分が存在しているという価値を否定されるような扱いを受けて、つい犯してしまった犯罪で、今度は公的な機関からも「お前みたいなやつは世の中にいない方がいいんだ」みたいな感じでしか捉えられなかったとしたら、更生する機会をつかむということへのエネルギーもそこからは失うということになるのではないかと思います。

実はこの家裁に来る少年たちは数年後には親になるんですね。ここにくる

少年は虐待する親になるということではないけれど、受け入れられないと人は他人に対する余裕がもてなくなる。虐待の問題というのは、親になっても自分の子どもが受け入れられない、自分が受け入れられてこなかったから。そしてそういう形で追い詰められた時、今の人たちは個人的な形で関わるのが非常に怖いんですね。安心して相談する人が見つけにくい。だからどこかで公的に気軽に相談できる窓口があれば相談しやすいということがあるんですね。だから花火みたいにいろいろ作るけど人を配置しないというような制度を作っていくよりは、本当に実績のある、いい経験を生かさせていける、たとえば家庭センターとか、そういったところがもっと豊かな人数を揃えて余裕をもって相談に応じられるような、気軽に行きやすい相談機関になってくれたらいいなと、思います。口で言う割には制度というか、安定した機関を作っていくという点では、今の社会はとても腰が重くて残念だなという思いがあり、家裁が何か一役買えるのであればいいなと思います。

- 模擬審判で、私は、裁判官の方が、審判開始のときに、どういった言葉で始められるのかなと思って見ていたんですが、「お待たせいたしました」という言葉から入られました。おそらく実際の場面でもあの場に臨む保護者や本人は大変緊張していると思うんですが、ああいう言葉で切り出されたらホッとして、肩の力が抜けて、同じ目線にたったの会話ができるんじゃないかと思い、大変すばらしい導入をされたなと思いました。ただ、流れの中で一点気になったのは、保護者に対して質問をされる時に、本人を退席させるというのは、そういう決まりか何かがあるのでしょうか。結果的に今日の場合でしたら、子どもがいても、あの母親、父親の答えでは何ら差し支えない、むしろ、いた方が子どもに対する親の率直な思い、子どもに対する愛情が強くあふれている言葉じゃなかったかと思います。ああいう場面であれば、むしろ子どもに聞かせた方がプラスになるんじゃないかという印象を持ちました。

それと、裁判官と本人、あるいは保護者との言葉のやりとりが、私ども普段から高校生を見ておまして、自分の思い、気持ちを自分の言葉で表現することができない、なかなか互いの言葉のキャッチボールがしにくい場面があるのではないかと、逆にいうと、ちょっと頭のいい子であれば、自分の本音

は別に置いて、言葉と態度で演技できることがあるんじゃないかなということも思いました。

それから、保護観察というのは、親の経済力とか、親の気持ちとか、考えとかの条件が整っていることが大切だと思うんですが、もしその条件が整っていない場合は、家庭の環境によって子どもに対する処分が変わっていく場合があるのかなということ疑問に思いました。

それから、資料の、試験観察のところで、社会奉仕活動と書いてありますが、これは大変いいことだなと思いました。今の子どもたちは自分の居場所がないということが言えると思います。私がいわゆる「教育困難校」といわれるところに勤務していたころ、ボランティア実践ということをして、普段はほんとにどうしようもないと思われていた子が、老人ホームに行ったり、近くの保育園に行って、子ども達の世話をするのですが、普段全く見せたことのないような、なんともいい表情で、子どもたちの世話をする、正に居場所を認められたという、自尊心、自分も捨てたもんじゃないな、というそんな気持ちを持つ経験をどんどん積み重ねてやる、そんな場面が保障できたら大変いいんだなと感じました。

それと、社会の風潮というのも、ほんとに何とかならないかと思えます。大人の責任で解決すべきことがたくさんあると思います。いつの頃からか、真面目、誠実、努力、勤勉という日本古来のよさが否定されて、要領よく、軽くというような風潮をよしとするようなものを、我々が作ってきたのではないか、子どもたちに与える影響が大変大きいのではないかと思っています。

学校現場にいても、家庭がしっかりすることが前提だと私もそう思います。生徒が朝食を食べてくるという、当たり前のことができていない学校が少ないというのが、現実としてあります。

最後に、被害者への配慮ということがありました。特に性犯罪であるとか、あるいは暴力事件でも、地域によっては、あの子にも責任があるんだと、普段からつきあっている仲間がどうだからとか、二次の被害に遭うという話もよく聞くことがありますので、何らかの方法で措置していただけたらと思います。

○ 模擬審判の感想としては、あれだけの審判で、果たしてどの程度少年が反

省しているかを見極めるのは難しいなということを感じました。人の表現力というのは、すごく差が大きいので、表現力のある少年は非常に心証が良くなり、話し下手な少年が心証が悪くなるということはないのか。また、調査官の調査が裁判官の心証形成に大きな役割を与えるわけですが、一人の調査官の思い込み、少年との相性がより偏った意見を持つという危険性もないのかなということも少しは感じました。それを防ぐために、どういうことをしているのか、そのへんも、お聞かせいただきたい。

それと、具体的な事件で申し訳ないが、姫路の事件、ホームレスの事件で4人の少年のうち一人が検察官送致で、あとが、少年院。この差というのは、どういうところから出てくるのでしょうか。

- まず、反省しているかどうかについて、表現力のうまい子が印象がいいのではないかという点について、そこを見抜くのがやはり我々プロだということです。調査官もそうですが。それと、姫路の事件については、ここには関係した人は一人もおりませんので、具体的な事件についてはお答えできないということと同時に実はお答えしようがないということで、御容赦願います。
- プロということは分かるんですが、あれだけの審判の中で見極めるのはどうかなということです。
- 社会の基盤というものが、叱らない大人が増えてきたということで様変わりしてきたと思います。子どもをきっちり叱ることができる大人を育成することも、家庭裁判所の役割かと思います。

叱らない大人が増えてきたということと同時に、「見て見ぬ振りをする」大人が非常に増えてきた、そうすると、子ども達は、悪いことだと思っても、やりたければ衝動にかられてやるということが多くなります。そしてそれをまた見て見ぬ振りをすることになって、エスレートしていくと、叱ることが怖くなる、叱るということは、非常にエネルギーを費やすことで、叱らなければ非常に楽なことで、そういうところに大人が逃げてしまうと、もうこれは、社会の崩壊がもとに立ち直れないと思います。

そこで、社会が何をするかということですが、夜たむろしている子どものために、夜間中学をもっと増やしてほしいという要望が出たということを経験で読んだことがあります。あるいは図書館などでのサークルだとか、カル

チャースクールの子ども版というものを作っていくという社会態勢が必要ではないかということを考えております。

- 今日の事件のように、保護者が不十分ながらも何とか少年の監護態勢を固めようということではいろいろ自主的に行動を起こすと、それなりに方向性を見出していくということになりますが、そのような場合ではなく、実質的にいない場合もあれば、監護能力を欠いている、意思も能力もないというような場合もありますし、少年自身の起こした事件の結果自体も重要であったり、その少年の持つ問題性、資質的な問題も大きいという場合が多いわけですね。そういう場合は、大抵観護措置がとられていて、4週間観護措置の期間がありますけれども、受任までに日がたっていますので、2、3週間の間に活動することになるわけです。ほとんど毎日のように少年に面会に行ったり、保護者に会ったり、学校とか職場とかいろいろな所に話を聞きに行ったり、何とか少年の更生が少しでも可能なようにという活動をするわけですが、実感としては、審判までの限られた時間ですべてを、というのは非常に難しい。

少年自身の印象も、起こした結果の重大性ほどにはいわゆる非行性、悪性が進んでいるというのではなく、むしろ未熟、未発達で、非行性以前の、社会規範が身につけていないとか、反省することができないとか、被害者に謝罪することができないとか、そこに至る素地すらできていないことが多い。

それはその少年自身の資質、責任に帰するだけのことでなくて、その生育歴からくるものが非常に大きいのかなと思われることが多く、なかなか働きかけも十分にはできないという状況で審判を迎えることが多いです。保護観察になったり、少年院送致になったりした後も、必要があると思われる少年で、信頼関係が保てる場合には、なるべく継続的に関与しようと思いますが、少年院に行ったりしてある程度その中では教育効果が上がったかなと思われても、仮退院して出てくると、なかなか家庭でも社会でもうまく受け入れられなくて、同じようなことを繰り返してしまうということも多く、非常に辛い思いをすることがあります。ですから、少年審判の場がすべてではなく、非行を起こす前から、そして審判後、社会、家庭がどのように受け入れ

ていくかという、非常に長いスパンで考えていかなければ、本当に今の少年たちの非行を救うということはできないのではないかと痛感しています。

被害者の方の気持ち、特に少年事件の場合、何も知らされない、何も分からないという、その思いは分かるのですが、それは、少年を厳しく処罰するとか、みせしめ的な制裁を加えるということと対置すべきものでは決してないと思います。被害者に対する配慮というのは、別の観点から考えていくべきものであって、処罰感情を満足させるために少年に厳しく制裁を与えるということは、決して正しいものではないと、私は考えています。

審判というのは、一つの通過点というか、大きな要になるべきものであり、審判の役割は、非常に重いものとは思いますが、少年の更生はそれを起点にもっと長いスパンでいろいろな関係機関との連携によって、考えていくべきものではないかと思っています。

(8) 次回の家裁委員会のテーマ及び次回日程について

テーマについては、全委員にアンケートを実施して、後日、決定することとなった。次回の日程は、平成19年2月23日(金)と決定した。

(9) 所長閉会あいさつ

(10) 閉会のことば(総務課長)

別 紙

最近の少年事件の概況と今後の課題について

1 最近の少年事件の概況

(1) 少年保護事件の新受人員は、昭和58年にピーク（約68万人）を迎えて以降減少を続け、平成7年には約29万人になりました。その後、若干増加しましたが、平成12年以降再び減少し、平成17年には23万人となっています。神戸家裁におきましても同様な傾向を示しています。

統計によりますと、神戸家裁における平成17年度の一般保護事件の新受人員は全国で6番目、道路交通事件の新受人員は同2番目となっています。

(2) 平成17年度の非行別新受人員では、窃盗が最も多く34.0%（神戸家裁では31.1%）、横領・遺失物横領を含めると48.1%（同45.1%）と財産犯が過半数近くを占めています。刑法犯では、窃盗が最も多く45.7%（神戸家裁では45.9%）、遺失物横領を含めると64.7%（同66.6%）と財産犯が過半数を大きく上回っています。特別法犯では、道路交通法違反が86.0%（同85.1%）を占めています。

(3) 同年度の行為時年齢別既済人員では、15歳、16歳をピークに、年齢が高くなるに従い減少しています。

(4) 同年度の終局決定別人員では、不処分と審判不開始を合わせると全終局決定の72.4%（同72.8%）となります。保護処分のうち保護観察の占める割合は81.4%（同82.3%）となっています。

(5) 著名事件としては、平成17年10月に姫路市の河川敷で発生したホームレス焼死事件については、非行少年4人（当時18歳、16歳、16歳、15歳）について、検察官関与のもと、合議体により審判が行われ、検察官送致1人、初等少年院送致1人、中等少年院送致2人の決定がなされました。

2 今後の課題

(1) 家庭裁判所に送致される非行少年の約8割が審判不開始や不処分で終局となりますが、これをとらえて、「家裁に係属した少年の大部分は野放しにされている。」などといった批判が見受けられます。実際には、調査や審判の過程で種々の教育的働き掛け（保護的措置と言います。）が行われていますが、これが世間から見て必ずしも「目に見える」ものにはなっていないのも事実です。

現在神戸家裁で行われている保護的措置を踏まえて、新たな保護的措置として考えられるものはないか、社会の信頼や納得を得るための手法は何か等について検討しているところです。

- (2) 平成17年4月から犯罪被害者等基本法が施行されるなど、被害者への配慮がより強く要請されている状況にあります。また、刑事裁判においては、最近では犯罪被害者が当事者席に座り、加害者（被告人）に直接質問できる「当事者参加」制度の創設へ向けて法務省が検討に入った旨の報道もなされています。現行少年法におきましても、被害者に配慮した制度があり、特に、被害者等からの意見の聴取につきましては、被害者等の申出により、事件に関する意見を述べる機会を与えるものですが、現在のところ、申し出の件数は多くありません。そこで、この制度を実効あるものとするため、裁判所としてどのような取組をすべきか、被害者等からの問い合わせを待つまでもなく、裁判所から被害者等に対し、積極的に受理通知等を発送するなどして周知させることはどうか、周知させるとして全件か、特定の事件類型に限定するのか、被害者等の意見陳述を審判にどのように反映させるのか等について検討しているところです。